

## 水先法

### 1. 案内情報

- 手続名 : 航路の異変等の届出  
手続根拠 : 水先法第27条  
手続対象者 : 水先人  
提出時期 : 水先区において次の事項を認めたときに、直ちに  
一. 航路又は航路標識に異変があること  
二. 航路の障害となるべき物があること  
三. その他航行上危険のおそれのある事実があること  
提出方法 : 郵送又は窓口  
手数料 : なし  
添付書類・部数 : なし  
申請書様式 : なし  
記載要領・記載例 : 提出先にお問い合わせ下さい。

### 2. 窓口情報

- 提出先 : 北海道運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 0134-27-7189  
東北運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 022-791-7524  
関東運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 045-211-7232  
北陸信越運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 025-244-6128  
中部運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 052-952-8027  
近畿運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 06-6949-6434  
神戸運輸監理部海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 078-321-7053  
中国運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 082-228-8794  
四国運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 087-825-1190  
九州運輸局海上安全環境部海技資格課 093-332-8094  
沖縄総合事務局運輸部船舶船員課 098-862-1454  
又は各最寄りの運輸支局若しくは海事事務所  
受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。  
相談窓口 : 提出先に同じ

### 3. 手続情報

- 審査基準 : -  
標準処理期間 : -  
不服申立方法 : -